

賛助会費

賛助会員に加入していただく個人・団体（法人・事業者・団体）の賛助会費（年間）

個人会員 1口 3,000円（1口以上 何口でも可能）

団体会員 1口 10,000円（1口以上 何口でも可能）

入会手続きと会費の納入方法

入会には、当協会所定の入会申請書をご提出ください。

また、会費の納入は、下記の金融機関口座へ振り込みをお願いします。現金の場合は、当協会事務局までご連絡ください。

【会費の振込先金融機関・口座】

銀行名 百五銀行 白子支店

預金種目 普通預金

口座番号 642687

名義人 とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 すしかし 鈴鹿市スポーツ協会 きょうかい

賛助会員の皆様

- ・当協会のホームページに、賛助会員のお名前を掲載します。
- ・当協会が実施する各種事業等のご案内をします。

特定非営利活動法人 鈴鹿市スポーツ協会

〒510-0231 鈴鹿市江島台一丁目1番1号

AGF 鈴鹿体育館2階

T e l 059-399-7120

F a x 059-399-7121

E-mail : npotaiky@mecha.ne.jp

特定非営利活動法人 鈴鹿市スポーツ協会

賛助会員募集

市民一人ひとりのスポーツの推進



賛助会員とは

私たち鈴鹿市スポーツ協会は、「スポーツを通じて健全な精神の涵養を図り、明るく健康的な社会の建設に寄与することを目的」として、スポーツの振興・普及、競技力の向上、健康づくりなどにかかる様々な事業を行っています。

この活動目的にご賛同いただき、事業推進のお力添えとして賛助会費を納入していただいた個人・団体の方を「賛助会員」とさせていただきます。

特定非営利活動法人 鈴鹿市スポーツ協会とは

鈴鹿市体育協会は、昭和21年にスポーツの普及・振興を目的に、柔道・軟式庭球・軟式野球・山岳・レクリエーション・高体連の6団体で発足しました。以来、鈴鹿市行政のスポーツ所管部局が事務局を持つ形で活動をしてきましたが、平成10年12月に「特定非営利活動促進法」(NPO法)が施行されたことや、市の行財政改革で外郭団体のあり方の見直しがされたことなどから、平成19年7月23日に法の規定に基づいて特定非営利活動法人の設立について三重県知事の認証を受け、同年8月2日に法人の設立登記を行い、同日から、「特定非営利活動法人鈴鹿市体育協会」として再出発をしました。

活動の目的は、市民を対象として、スポーツの普及・振興、競技力の向上、健康づくりなどにかかる事業を行うことにより、スポーツを通じて、健全な精神の涵養を図り、明るく、健康的な社会の建設に寄与することとしています。

本協会は、令和2年4月1日から名称を「鈴鹿市スポーツ協会」と改めました。

活動の種類

法に掲げられる活動の種類の中で、当スポーツ協会は、次の4種類の活動を行います。

- ① 学術、文化、芸術、スポーツの振興を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ 子どもの健全育成を図る活動
- ④ 保険、医療、福祉の増進を図る活動

事業の種類

4つの活動にかかる事業として、次の17の事業を行います。

- ① 市民スポーツの指導、奨励
- ② スポーツ指導者の確保、育成
- ③ 体育大会、講習会、体カテスト等、
- ④ スポーツに関する各種行事の実施、援助

- ⑤ 各種大会への選手、役員の派遣
- ⑥ 加盟競技団体の事業、運営の支援
- ⑦ 体育施設の管理運営事業
- ⑧ 競技力の強化向上事業
- ⑨ ジュニア、シニア育成事業
- ⑩ スポーツ教室事業
- ⑪ 競技大会派遣奨励事業
- ⑫ スポーツの調査、研究、啓発、指導
- ⑬ スポーツ医科学の調査、研究
- ⑭ スポーツ少年団の育成、指導、発展
- ⑮ 広報事業
- ⑯ スポーツに功労、勲功のあった者の表彰
- ⑰ その他本法人の目的の達成に必要な事業

スポーツ協会の主な事業

強化育成事業



- ・ジュニアスポーツ強化事業
- ・中学生スポーツ強化育成事業
- ・一般成人スポーツ強化事業
- ・ジュニア優秀選手等表彰事業 等
- ・指導者研修会



普及・振興事業

- ・市民スポーツ振興事業
- ・シニアスポーツ振興事業
- ・親子野球スクール



健康づくり事業

- ・スポーツ教室講師派遣事業 等
- ・いきいき健康スポーツクラブ

医科学啓発調査事業

- ・AED講習会 等



スポーツ少年団

